

東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領

平成21年9月 1日制定
平成22年4月 1日改正
平成23年1月 4日改正
平成23年6月 1日改正
平成25年4月 1日改正
平成26年4月 1日改正
平成29年4月20日改正
平成30年4月 1日改正
令和 元年5月10日改正
令和 2年4月14日改正
令和 7年4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号。以下「工事執行規則」という。）の適用を受ける建設工事に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合の事務手続きに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査基準価格 第4条の規定により設定した価格
- (2) 低価格入札 調査基準価格を下回る価格の入札
- (3) 低価格入札者 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者
- (4) 低入札価格調査 第8条の規定により行う調査
- (5) 総合評価落札方式 施行令第167条の10の2（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式

(対象工事)

第3条 この要領は、次の各号に掲げる工事を対象とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 土木一式工事で請負対象設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が5億円以上の工事
- (2) 建築一式工事で請負対象設計金額が5億円以上の工事
- (3) 電気、管等設備工事で請負対象設計金額が2億5千万円以上の工事
- (4) 土木一式工事で請負対象設計金額が1億5千万円以上5億円未満の工事
- (5) 建築一式工事で請負対象設計金額が1億5千万円以上5億円未満の工事
- (6) 電気、管等設備工事で請負対象設計金額が1億5千万円以上2億5千万円未満の工事
- (7) 前各号に掲げる工事以外の工事で、総合評価落札方式を適用するもの

(調査基準価格の決定等)

第4条 市は、前条の建設工事を入札に付すときは、別に定める算定式により、調査基準価格を決定するものとする。

2 前項の調査基準価格を設定したときは、最低制限価格は設定しないものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 市は、公告その他適切な方法により、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格を設定していること。
- (2) 第6条に規定する低入札価格調査報告書等及び東広島市建設工事競争契約入札心得(昭和59年東広島市告示第30号)第3条の2に定める内訳書の根拠となる積算資料並びに当該工事にかかる施工計画書を市が指定する期限までに提出しない低価格入札者の入札は無効とすること。
- (3) 低価格入札が行われた場合の入札の終了の方法及び結果の通知方法。
- (4) 低価格入札者が最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札」という。)であっても、調査の結果、落札者とならない場合があること。
- (5) 低価格入札者は、事後の調査に協力すべきこと。
- (6) 低価格入札者が契約者となった場合、第11条又は第11条の2に規定する措置を講じること。

(低入札価格調査報告書等の提出)

第6条 低価格入札者又は低価格入札者となることが見込まれる者(以下この条において「低価格入札者等」という。)は市の請求により、指定する期限までに低入札価格調査報告書及び次の各号に掲げる資料(別記様式第1号)(以下「低入札価格調査報告書等」という。)のうち入札公告等に定めるものを提出しなければならない。低入札価格調査報告書等の全部若しくは一部を提出しない場合又は提出した資料が次の各号の内容を満たしていない場合、第7条に規定する調査対象者の行った入札は無効とする。

- (1) 当該工事において低価格入札を行った理由を記載したもの
- (2) 東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2に定める内訳書の根拠となる積算資料(共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、それぞれに係る各項目をすべて積上げ計上し、それを記載したものとし、そのうち共通仮設費については、積上分と率分とをそれぞれ分けて記載したものとする。なお、積算に係る単価表は必須とする。)
- (3) 当該工事の施工計画書のうち、安全管理に関する部分
- (4) 配置予定補助者の資格・経験(配置を求める工事に限る。)

2 低価格入札者等はその低価格入札を行った理由に応じ、前項の低入札価格調査報告書等に次の各号に掲げる項目に関する資料を追加することができる。

- (1) 手持ち工事の状況
- (2) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連
- (3) 手持ち資材の状況
- (4) 資材購入先一覧
- (5) 手持ち機械の状況
- (6) 労務者の確保計画
- (7) 工種別労務者配置計画

(8) その他の事情

(調査対象者)

第7条 低価格入札者のうち最低の価格で入札を行った者を調査対象者とする。ただし、総合評価落札方式を適用する工事においては、あらかじめ最低の価格をもって申込みをした者に、低入札価格調査を行うことができるものとする。

2 低価格入札者が複数ある場合で、調査対象者が第9条に該当する場合、他の低価格入札者の中から次点の入札価格の低い者を前項の例により調査対象者とする。なお、調査対象がなくなった場合は当該案件の調査を打ち切る。

(調査の実施等)

第8条 市は、調査対象者が当該契約の内容に適合した履行をされないおそれがあるか否か、又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるか否かを具体的に判断するため、当該調査対象者から提出された低入札価格調査報告書等について工事担当課長の協力を受けながら調査を行うものとする。

2 市は、提出された低入札価格調査報告書等について請負対象設計金額の内訳と比較し、別紙「適正な履行確保の基準」を満たしているか調査するものとする。

3 市は、必要があると認められる低価格入札については、請負対象設計金額の内訳と比較し、著しく価格に差があるものについては、当該調査対象者に対し、次に掲げる事項に留意しながら調査するものとする。

(1) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）

(2) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（別途関連工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）

(3) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)

(4) 手持ち資材の状況

(5) 資材購入先及び購入先と低価格入札者の関係

(6) 手持ち機械の状況

(7) 労務者の具体的な供給の見通し

(8) 当該工事において低価格入札者が予定する施工計画の内容（安全管理に関するもの）

(9) その他工事の特殊性等により調査が必要と認める事項

4 市は、前3項の調査を行ったにもかかわらず、必要があると認められる低価格入札については、当該調査対象者に対し、別途次に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）

(2) 信用状況（建設業法違反の有無、貸金未払の状況、下請代金の支払遅延状況等）

(3) 過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事の工事名、契約締結年月日、工事完成年月日及び成績状況

(4) その他必要な事項

5 市は、前4項の調査の結果、調査対象者が第9条各号のいずれにも該当せず、かつ、次条に規定する承認を得た場合は、他に低価格入札がある場合でも、その時点で当該案件の調査を終了する。

6 市は前5項に規定する調査に基づき、低入札価格調査表（別記様式第2号。以下「調査表」という。）を作成するものとする。

(選定審査会の承認)

第8条の2 市は、低入札価格調査の結果について、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号）第5条に規定する東広島市建設業者等選定審査会の承認を得なければならない。

(欠格事由)

第9条 次の各号いずれかに該当するときは、低価格入札者を落札者とししないこととする。

- (1) 当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるとき。
- (2) その他契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(庶務)

第10条 庶務は、総務部契約課において処理する。

(低価格入札者を落札者としたときの契約後の取扱い)

第11条 第3条第1号から第3号のいずれかに該当する工事において、低価格入札者を落札者として契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 当該工事を施工体制調査の重点対象工事として契約後の調査を行う。
- (2) 前項の場合において、当該工事に係る施工計画の内容を聴取し、低入札価格調査時と異なるときは、その理由等を確認し、適正な施工体制に努めるよう指導又は監督する。
- (3) 契約不適合責任の存続期間を、工事目的物の引渡しを受けた日から4年（設備機器本体等の契約不適合のうち、市長の検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合である場合にあっては、2年）以内とする。
- (4) 監理技術者又は主任技術者とは別に、これらを補助する者として同等程度の技術者を1名専任で配置しなければならないものとする。
- (5) 契約保証の額を請負契約金額の10分の3以上とする。
- (6) 工事執行規則第54条又は第54条の3第1項第4号から第12号までの規定による契約解除が行われた場合に請負人が支払う違約金の額を、請負契約金額の10分の3とする。
- (7) 工事執行規則第44条第1項の規定により請負人が請求できる前払金の額を10分の2以内とする。

第11条の2 第3条第4号から第7号のいずれかに該当する工事において、低価格入札者を落札者として契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。ただし、第4号の規定は、当該工事のほかに東広島市が発注する工事で低価格入札により契約を締結した履行中の工事（落札者決定後における契約予定の工事を含む。落札決定日が同日の場合は、開札日時の早いものを先行工事とする。）のない者には適用しない。

- (1) 当該工事を施工体制調査の重点対象工事として契約後の調査を行う。
- (2) 前項の場合において、当該工事に係る施工計画の内容を聴取し、低入札価格調査時と異なるときは、その理由等を確認し、適正な施工体制に努めるよう指導又は監督する。
- (3) 契約不適合責任の存続期間を、工事目的物の引渡しを受けた日から4年（設備機器本体等の契約不適合のうち、市長の検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合である場合にあっては、2年）以内とする。
- (4) 工事執行規則第44条第1項の規定により請負人が請求できる前払金の額を10分

の2以内とする。

(総合評価落札方式の競争入札に準用)

第12条 総合評価落札方式の競争入札を行う場合において、第1条中「第167条の10第1項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定によって、最低の価格」とあるのは「第167条の10の2第2項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定によって、価格その他の条件が本市にとって最も有利なもの」と、第5条第4号中「最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札」という。)」とあるのは「価格その他の条件が市にとって最も有利な者」と、第7条第1項中「最低の価格で入札を行った者」とあるのは「価格その他の条件が本市にとって最も有利な者」と、同条第2項中「入札価格の低い者」とあるのは「価格その他の条件が市にとって有利な者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前にした一般競争入札の公告に係る工事は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月20日から施行する。

2 この要領の施行の日前にした一般競争入札の公告に係る工事は、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前にした一般競争入札の公告に係る工事は、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和元年5月10日から施行する。

2 この要領の施行の日前にした一般競争入札の公告に係る工事は、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和2年4月14日から施行する。

2 この要領の施行の日前に締結された建設工事の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にある旧様式については、改正後の様式によるものとみなす。

(別紙)

適正な履行確保の基準

平成 21 年 9 月 1 日制定

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 1 月 4 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 元年 5 月 10 日改正

低入札価格調査（以下「調査」という。）を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適当であるかどうかの判断を行うための基準について次のとおり定める。

なお、低価格入札者が、次の基準のすべてを満たさない場合は、当該入札者は原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならないものとする。

1. 主観的判断基準

- (1) 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること
- (2) 内訳書の根拠となる積算資料及び施工計画書等から、安全で適正な施工が不可能と判断できる特段の事情がないこと。
- (3) その他見積等が企業努力による公正な価格競争の結果でないと判断できる特段の事情がないこと。

2. 客観的判断基準

- (1) 当該入札の日から過去 2 年間に完了した工事において、品質管理、安全管理及び施工体制に関し指名除外又は契約担当課から書面による警告若しくは注意喚起を受けていないこと。
- (2) 監理技術者又は主任技術者の補助をする技術者の配置を求める工事において当該技術者は、入札参加資格要件に定める監理技術者又は主任技術者の要件を満たしていること。
- (3) 建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。
- (4) 労務費は法定賃金を満たしていること。
- (5) 共通仮設費率分には、準備費、安全費及び技術管理費が計上されていること。なお、建築工事及び設備工事の場合にあっては、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等が計上されていること。
- (6) 現場管理費には、現場従業員及び現場労働者の法定福利費や人件費が計上されていること。
- (7) 入札金額が、失格基準価格以上であること。なお、次に掲げる額の合計額を失格基準価格とする。

ア 市が積算した直接経費（直接工事費＋共通仮設費積上分）に 10 分の 9 を乗じて得た額

イ 市が積算した共通仮設費率分に 10 分の 8 を乗じて得た額

ウ 市が積算した現場管理費に 10 分の 8 を乗じて得た額

エ 市が積算した一般管理費等に 10 分の 3 を乗じて得た額

ただし、建築関連工事については、直接工事費の額は建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、建築関連工事（昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事を除く。）の場合は、直接工事費の額の 10 分の 1 とし、昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は、直接工事費の額の 10 分の 2 とする。

(8) 次表に掲げる聞き取り調査基準をすべて満たしていること（積算資料に記載されるべき内容がこれらの条件を満たし得ないことが明らかであるときは、見積書を徴して調査するに及ばない。）。ただし、満たしていない項目があっても、聞き取り調査等により適正な履行が確保できると判断できた場合は、この限りでない。

なお、直接工事費、共通仮設費積上分、共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費等の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」によるものとする。したがって、積算の内訳はこれに従って作成されたものでなければならない。

聞き取り調査基準	
次の工事費内訳ごとに市が積算した費用以上であること	
	① 直接経費（直接工事費＋共通仮設費積上分）は、市が積算した直接経費（直接工事費＋共通仮設費積上分）の90%以上であること。
	② 共通仮設費率分は、市が積算した共通仮設費率分の80%以上であること。
	③ 現場管理費は、市が積算した現場管理費の80%以上であること。
	④ 一般管理費等は、市が積算した一般管理費等の30%以上であること。

※ 聞き取り調査基準を満たしていない場合は、聞き取り調査を行い、適否を判断する。

失格基準価格及び聞き取り調査基準に用いる工事の種類別の工事費内訳については次のとおりとする。

工事の種類	工 事 費 内 訳				
	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
建築工事及び設備工事 以外の工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
建築工事（建築機械設備、 建築電気設備を含む。）	直接工事費×0.9	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.1	一般管理費等
建築工事（昇降機設備工事 その他の製造部門を持つ専門 工事業者を対象とする工事）	直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.2	一般管理費等

低入札価格調査報告書

令和 年 月 日に入札した「 工事」
に関して、東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第6条の規定により、次に掲げる資料のとおり提出します。

東 広 島 市 長 様

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

1. 必須書類^{注1}

(1) 当該価格で入札した理由	(別紙その1)
(2) 内訳書の根拠となる積算資料 ^{注3}	
(3) 施工計画書（安全管理に関するもの）	
(4) 配置予定補助者の資格・工事経験調書（配置を求める工事に限る。）	(別紙その2)

2. 必要に応じて添付すべき書類（添付した書類について右欄に○印を記載すること。）

(1) 手持ち工事の状況	(別紙その3～4)	
(2) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連	(別紙その5)	
(3) 手持ち資材の状況	(別紙その6)	
(4) 資材購入先一覧	(別紙その7)	
(5) 手持ち機械の状況	(別紙その8)	
(6) 労務者の確保計画	(別紙その9)	
(7) 工種別労務者配置計画	(別紙その10)	

注 意 事 項

注1 「1. 必須書類」に掲げる書類の全部若しくは一部が添付されていない場合又は添付されている書類に不備がある場合は、当該低価格入札は無効とします。

注2 調査を行うにあたり、当該価格で入札した理由を説明する資料の追加提出を求める場合があります。

注3 「2 内訳書の根拠となる積算資料」は、次のとおりとします。

(1) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等はそれぞれに係る項目を全て積上げ計上し、それを記載したものとし、そのうち共通仮設費については、積上分と率分をそれぞれ分けて記載したものとします。

(2) 積算に係る単価表は必須とします。

注4 当該報告書は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を判断する資料であることから、虚偽記載があったときは、指名除外措置を講ずることがあります。

注5 共通仮設費率分には、準備費、安全費及び技術管理費が計上されていることが必要です。なお、建築工事及び設備工事の場合にあっては、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等が計上されていることが必要です。

注6 現場管理費には、現場従業員及び現場労働者の法定福利費や人件費が計上されていることが必要です。

当該価格で入札した理由

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

注1 当該価格で入札した理由を労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該低価格入札者の事務所・倉庫等との関連、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請け会社等との協力等、及び納入資機材との関係等からの面から記載する。(詳細を別紙その3～その9に記載する。)

2 本市設計書の積算体系に準じた工事費内訳書により、当該価格で適正な施工が可能な理由を具体的に説明する。

配置予定補助者の資格・工事経験調書

配置予定補助者の氏名		
所 属 の 支 店 名 等		
資 格 の 名 称		
取 得 年 月 日		
登 録 番 号		
工 事 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	従 事 役 職	監理技術者・主任技術者・現場代理人
	受注形態等	☐ 単体 ☐ 共同企業体（出資比率 %） ☐ 下請
工事の内容		

- 注1 当該年度の初日の属する年の15年前の年の4月1日以降に完成した工事を記入すること。
- 2 配置予定補助者は当該工事の競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に定める技術者の資格を満たすものであること。
- 3 配置予定補助者の資格及び経験を確認する資料として、当該工事の入札公告等に定める配置予定技術者の資格及び経験を確認するための資料を添付すること。
- 4 「従事役職」の欄は、該当しないものを二重線（＝）で消すこと。

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名	発 注 者	工 期	請負金額	備 考

位 置 図

注1 対象工事現場付近（半径 10km 程度）における手持ち工事に関する事項を記入し、手持ち工事及び対象工事の場所を位置図に記入すること。

2 位置図の縮尺は、問わない。

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名	発注者	工種	工期	請負金額	備考
適用					

注 工事名欄には、対象工事の同種又は類似の手持ち工事名を記入すること。

契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連

事務所等名称	住 所	備 考
本社又は支店等		
現場事務所		
現場事務所		
倉庫		
倉庫		
倉庫		

位 置 図

注1 位置図は、契約対象工事箇所、低価格入札者の事務所、倉庫等の関係がわかりやすく、かつ、明確になるように、地図を用いて記入すること。

2 位置図に用いる地図の縮尺は問わない。

手持ち資材の状況

[illegible]

資材購入先一覧

工種・種別	品 規 格	単 位	数 量	購 入 先		
				業 者 名	住 所	入札者との関係

注1 入札者との関係欄は、協力会社・同族会社・資本提携会社・現金取引・長年の取引の別を記入すること。

2 購入先と入札者との関係が協力会社、同族会社又は資本提携会社の場合は、その関係を証明する規約、商業登記簿謄本等を添付すること。

手持ち機械の状況

[illegible]

労務者の確保計画

工 種	職 種	単 価	員 数	うち自社	下請会社との関係 下請業者名等
				員数	

注1 自社労務者と下請労務者は、区別して記入すること。
2 下請会社との関係は、詳しく記入すること。

工種別労務者配置計画

[illegible]

低入札価格調査表

適正な履行確保の判断基準			評価欄
主観的 判断基準		(1) 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。	
		(2) 内訳書の根拠となる積算資料及び施工計画書等から、安全で適正な施工が不可能と判断できる特段の事情がないこと。	
		(3) その他見積等が企業努力による公正な価格競争の結果でないと判断できる特段の事情がないこと。	
客観的 判断基準	絶対基準	(1) 当該入札の日から過去2年間に完了した工事において、品質管理、安全管理及び施工体制に関し、指名除外又は契約担当課から書面による警告若しくは注意喚起を受けていないこと。	
		(2) 配置予定補助者が、入札参加資格要件に定める監理技術者又は主任技術者の要件を満たしていること。(配置を求める工事に限る。)	
		(3) 建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。	
		(4) 労務費は法定賃金を満たしていること。	
		(5) 共通仮設費率分には、準備費、安全費及び技術管理費が計上されていること。 なお、建築工事及び設備工事の場合にあつては、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等が計上されていること。	
		(6) 現場管理費には、現場従業員及び現場労働者の法定福利費や人件費が計上されていること。	
	数値基準	(7) 入札金額が、失格基準価格以上であること。 なお、次に掲げる額の合計額を失格基準価格とする。 ア 市が積算した直接経費(直接工事費＋共通仮設費積上分)に10分の9を乗じて得た額 イ 市が積算した共通仮設費率分に10分の8を乗じて得た額 ウ 市が積算した現場管理費に10分の8を乗じて得た額 エ 市が積算した一般管理費等に10分の3を乗じて得た額	
		工事費内訳の市積算に対する割合等が、次に掲げる①から④の基準をすべて満たしている、又は満たしていないものについて、聞き取り調査等により適正な履行が確保できると判断できること。	
	聞き取り調査基準	① 直接経費(直接工事費＋共通仮設費積上分)は、市が積算した直接経費(直接工事費＋共通仮設費積上分)の90%以上であること。	
		② 共通仮設費率分は、市が積算した共通仮設費率分の80%以上であること。	
		③ 現場管理費は、市が積算した現場管理費の80%以上であること。	
		④ 一般管理費等は、市が積算した一般管理費等の30%以上であること。	

※数値基準に係る直接工事費及び現場管理費は工事の種類別に次のとおりとする。

種類 \ 費目	直接工事費	現場管理費
建築工事及び設備工事以外の工事	直接工事費	現場管理費
建築工事(建築機械設備、建築電気設備を含む。)	直接工事費×0.9	現場管理費＋直接工事費×0.1
建築工事(昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事)	直接工事費×0.8	現場管理費＋直接工事費×0.2

判断基準を満足している場合は評価欄に○を、満足していない場合は×を、評価していない場合は－を記入する。聞き取り調査基準以外に一つでも×があれば適正な履行の確保ができない恐れがあると判断し、当該入札者を落札者とししないものとする。

低入札価格調査表

				調査年月日										
				調査班長名										
工事名					業者名									
内訳書の中で著しく価格の差がある項目等（25%以上差があるもの）														
種別		設計金額		見積金額		差額		項目		著しい差がある理由				
全体工事費														
第8条第3項の調査項目の調査結果														
調査項目			調査結果の概要											
(1) 近接工事の状況			有・無		工事名					金額				
(2) 関連工事の状況			有・無		工事名					金額				
(3) 事務所等の地理的条件					事務所等の住所									
(4) 手持ち資材の状況			資材の名称				数量		資材の名称				数量	
(5) 資材購入先			購入先名称		①									
					②									
					③									
					④									
					⑤									
(6) 購入先との関係			☐ ①手形でなく現金決済により値引きが可能 ☐ ②系列会社あるいは協力会社からの取引が可能 ☐ ③長年にわたって取引がある ☐ ④その他()											
(7) 手持ち機械の状況			機種名			台数		機種名			台数			
(8) 労働者の供給見通し														
(9) 下請けの状況			下請予定業者						下請予定金額					
(10) その他														

注 第8条第3項に該当する項目のみ作成・記入すること。

低入札価格調査表

調 査 項 目		調 査 結 果 の 概 要			
(1) 経営状況	照 会 先		回 答 内 容		
	取引金融機関				
	保証会社				
	その他				
(2) 信用状況	建設業法違反の有無	違 反 内 容		罰 則 期 間	
	貸金未払状況	聞 取 相 手 の 名 称		聞 取 内 容	
	下請代金支払遅延状況	下請業者名	下請金額	支 払 状 況	
	(3) 過去2年間に発注した工事の履行状況	工 事 名		契約締結年月日	完成年月日
(4) その他					

注 第8条第4項に該当する場合のみ作成・記入すること。